

「設置・運営に係る基本条件」(キッチンカー：フードトラック)

この基本条件は、さいたま市庁舎管理課所管本庁舎キッチンカー（フードトラック）設置・運営事業者公募に関する事項に付随するものについて定めるものです。

1 運営条件

- (1) 設置・運営期間は「さいたま市庁舎管理課所管本庁舎キッチンカー（フードトラック）設置・運営事業者公募要領」によるものとします。
- (2) 設置・運営場所は、市が指定する場所とし、一日2台の設置を原則とします。なお、契約期間中において、配車されたキッチンカー（フードトラック）の販売状況等を踏まえ、庁舎管理課は設置者に対し、車両入れ替え等の要望を行えるものとします。

2 設置及び撤去の条件

- (1) 車両の搬入及び準備は、午前8時30分から可とします。また、搬入にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で搬入してください。
- (2) 運営時間は午前9時から午後4時の範囲内とします。設置・営業に伴う一切の費用は、事業者の負担とします。
- (3) 車両の片づけ及び搬出は、午後4時30分までに完了してください。また、搬出にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら最徐行で搬出してください。
- (4) 車体の大きさは、「さいたま市庁舎管理課所管・キッチンカー（フードトラック）設置・運営事業者公募要領」に定める貸出面積範囲内で設置できるものとし、庁舎管理課の指示に従い、指定する場所に設置してください。
- (5) 運営に際し必要となる電源等については、独自に賄ってください。また、可能な範囲で電源の音が静音になるよう対策を講じてください。
- (6) 車両に併設して、販売口脇等にゴミ箱等を設置若しくは、使用済容器回収ボックス等を適宜設置することとし、また、ゴミは持ち帰ってください。
- (7) 消費者のつまずき・転倒を防止するため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープやマット等で保護する等、安全対策を図ってください。
- (8) 看板・メニューボードは最小限とし、飛散・倒壊防止の措置を講じてください。
- (9) イス・テーブルの設置は原則として行わないこととします。
- (10) 車両からの油漏れ・油はね対策として、車両下にシートを敷いてください。
- (11) 車両の油や食材カスを踏んだ履物で歩くことがないように車内・車外で履物を履き替える等、対策を講じてください。
- (12) 車内外の整理整頓、清潔感を保つよう留意してください。（車外には荷物や食材を出さない。）

3 販売品目の条件

- (1) 設置・運営事業者は、日替わりで車両を配置してください。その他、車両を配置する上で必要な協議が生じた場合は庁舎管理課と行ってください。
- (2) 開庁日の午前11時から午後1時30分までをコアタイムとし、昼食を主としたメニューの提供

を必須としますが、当該項目以外の販売品目及び商品の具体的な構成については、契約締結後、庁舎管理課との協議により定めてください。

4 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理などの維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意してください。
- (2) 設置・運営に伴う電源等は設置者にて確認が原則ですが、万が一光熱水費が生じた場合は、設置者の負担とします。(光熱水費等とは、電気料、ガス使用料、水道料の額をいう。)
- (3) ゴミ及び、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収し、周辺の清掃も行ってください。
- (4) 設置・運営事業者は、食品衛生法に基づく営業許可を取得、かつ、営業時には「営業許可済標識」を貼付してください。
- (5) 設置者は、問合せ等に対応するため、連絡先を明記してください。
- (6) その他、必要に応じ、庁舎管理課と協議を行ってください。